

あざみ野第二小学校 GIGA 学習開き（おうちの方へ）

いよいよ、子どもたち一人一人がそれぞれ1台の iPad を使用できる授業や、学校生活が始まります。

<あざみ野第二小学校 GIGA宣言>

わたしたちは、iPad を使うときに次のことを守ります。

- 学びを深め、活動を豊かにするために使います。
- 人がいやがることや、傷付けることはしません。

<今年度の目標>

iPad は学びのための文ぼう具！

- ① iPad になれる
- ② iPad を授業で活用する
- ③ iPad を授業外で活用する

「教えてもらう」から「自分で学びとる」授業へ変わる

そもそも何のための iPad 貸与なのでしょうか・・・

これからの学習は、子どもたちが「習う」ものから、子どもたち自身で「学びとる」ものへと変わっていきます。自分から調べたり、記録したり、意見を出し合ったりする道具として積極的に活用していきます。つまり、子どもたちが、自分から「学びとる」日常的なツール（文具）として活用するためのものです。

○GIGA端末（iPad）について

iPad はあくまでも学習用です。

横浜市では、今は iPad を持ち帰りません。しかし、今後は、緊急時などに持ち帰り、家庭学習に使用することも想定されています。持ち帰りできるようになったら家庭学習で使います。

■感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時に校長が貸与が必要と認めるとき、就学援助制度等対象者のうち、インターネット環境のない家庭にはモバイルルータの貸し出しを実施します。

○破損・紛失について

学校では、故障がないか定期的に点検をします。破損したり紛失したりした時は、修理サービスがあります。校内の他の学習用具と同じ扱いで、状況によっては弁済を求める可能性があります。

○返却について

学年が上がるときには持ち上がります。卒業まで同じ iPad を使います。転出・卒業時には、学校に返却し、その端末を次に入学する子どもたちが使用します。

○インターネットの利用について

フィルタリングを行っています。閲覧履歴は取り消しできない設定になっています。使用状況は、学校でも点検いたします。

○配布しているGoogleアカウントについて

学校付与アカウントを人に貸したり人のアカウントを使用したりすることはしないでください。また、学校付与アカウントを使用して、家庭、学校、その他のいづれの場所でも、SNS の利用や、個人的な動画視聴、ソフトウェアのダウンロード等はしないでください。

○情報モラルについて

「著作権、肖像権、私的所有権等の権利を侵害する行為」「個人情報、学校に関する情報の漏えいにつながる行為」「他人を誹謗、中傷する行為」「他人を不快にさせる行為」「差別につながる行為」などをしません。学校でも指導していきますが、ご家庭でも確認をお願いします。

○同意書について

クラウドサービス等での、個人情報の取扱いについて同意書をいただきました。卒業時まで学校で保管いたします。

○使用するアプリケーションについて

使用するアプリケーションは、一括で管理しております。個人でインストールはできない設定になっています。

【iPad は学習のためのもの】

- 学習のために貸し出しています。遊び道具ではありません。
- 色々な使い方ができます。より良い使い方を、みんなで考えていきましょう。
- 「机」や「椅子」などと同じで学校のもので、傷つけたり、汚したりないようにしましょう。

一日の中での使い方

登校

- 1 iPad を保管庫から出す。
- 2 ロイロノートや、クラスルームの通知を確認する。
- 3 手さげ袋や探検バックにしまう。

授業中

- 1 クラスのルールで、教科書などを用意する。
- 2 iPad を使うときには、先生と相談する。
分からないことを調べたり、メモをとったり、写真をとったりすることができます。
- 3 先生が話しているとき、友達が話しているときは、手を止めて話を聞くことを優先します。
(4 授業終わりにはノートを写真でとってロイロノートで提出します。)

休み時間

- 1 外遊びができる日は、体を動かすことを大切に。
- 2 先生がいない場所で使うことはできません。
- 3 調べ学習や、係活動、委員会活動などで iPad を使うときは先生と相談し、先生がいるところで使きましょう。

委員会・クラブ

- 1 委員会やクラブ活動に持っていく場合は、担当の先生に返却します。
- 2 iPad で、振り返りや記録に役立てられるようにしましょう。

下校

- 1 撮った写真など、いらぬものを整理する。
- 2 iPad を保管庫にしまい、充電する。

【みんなで気持ちよく】

iPad はとても便利で楽しいツールです。しかし、使い方を間違ってしまうと、友達を傷つけたり、思わぬトラブルを招いてしまうことがあります。

みんなが気持ちよく過ごせるように、情報モラルやマナーについてクラスでも確認し、一人ひとりが約束を守って使えるようにしていきましょう。

※6月のGIGA端末活用スタート時のスタンダードです。発達段階によって随時改定していきます。

あざみ野第二小学校の推進イメージ

本校では6月以降、学習のまとめのノート提出での活用を基本とし、いろいろな場面でロイロノートをはじめとする、タブレットの様々な機能を使用していく予定です。

まずは、子どもも職員も使い方に慣れるために、毎日3分はG I G A端末を使う！ということを通のめあてに3ステップで取り組んでいきます。

毎日3分！

iPad にふれ、たのしさをしよう

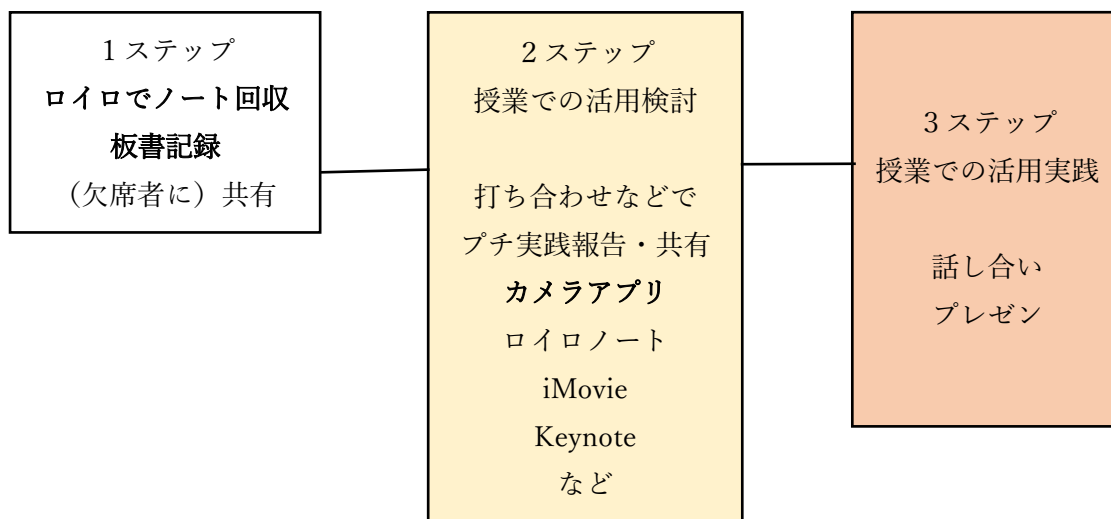
iPad にふれ、いろいろな使い方をしよう

～ハードルを下げて苦手意識のなくなる1年間にしていく～

①情報モラル（特に個人情報）
スタンダード（使い方）研修

②ロイロノートの使い方
写真の撮り方・提出の仕方

③随時
委員会からの通知を受けて



各学年、級外から集まっている情報・評価委員会を柱に、iPadの使い方についての約束について毎月見直しを行います。また、実践報告や職員研修などを行って子どもたちのより良い学習につなげていきます。

家庭でのルールづくりをしましょう

子どもが大人に相談し、大人同士が相談しあう相談のリレーが子どもを救います。



わが家のスマホ・SNS利用ルール例

- 夜9時以降のSNSはやめる。
- 家族のいるところで使う。
- 困ったとき独り抱え込まない。
- 一日0時間以上使わない。
- 食事の時間は使わない。
- 気持ちは直接対面で伝える。

- ★ ルールづくりは子どもを守るためのものです。
- ★ なぜそのルールが必要なのか、どんな問題を防ごうとしているのかを、定期的に話し合うことが大切です。

わが家のスマホ・SNS利用3か条

- 1
- 2
- 3

子どもの「心」を育むことが最も大切です



コミュニケーションは気持ちを分かち合い共有することで、SNSでの繋がりもリアルな繋がりも基本は同じです。スマホ・SNSの向こう側には人がいることを意識しましょう。

人と人が向き合って話をする大切さは昔も今も変わりません。人と人とのあたたかい繋がりができてこそ、インターネット機器が有効に使われます。

教育委員会事務局 教育総合相談センター 電話相談窓口のご案内

一般教育相談

小中学校のお子さんを対象とした不登校や友人関係等の悩みごとについての電話相談を行っています。

月～金 9:00～17:00
※休日、年末年始を除く
☎ 045-671-3726

いじめ110番

いじめやいじめの相談、悩みなどについて、相談員が一緒に考えます。

365日 24時間
☎ 0120-671-388

学校生活あんしんダイヤル

学校では相談しにくい悩みは、一人で悩まず、お電話ください。社会福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーが一緒に考えます。

火～金 9:00～17:00
※休日、年末年始を除く
☎ 045-663-1370

横浜市教育委員会 人権教育・児童生徒課 横浜市中区本町6-50-10(令和2年5月7日現在) 電話:045(671)3299 FAX:045(671)215

子どもの「心」を育んでこそ安心・安全なスマホ・SNS利用

保存版 保護者向けリーフレット



SNSなどスマホを使ったコミュニケーションも人と人の関わりです。

現代の子どもたちは、生まれながらにインターネットがある社会で生活しています。このような社会で、子どもは安心して生活し、心身ともに健やかに育ち、そして社会の一員として参画していかなければなりません。

子どもが安心して、様々な経験を積み重ねていくには、私たち大人がどのように見守ってあげばよいかを一緒に学びましょう。

※SNSとはソーシャルネットワークサービス略で、コミュニケーションのウェブサイトのことで、

コミュニケーションとは

コミュニケーションの語源には、「共有して分かち合う」という意味があります。社会の中でコミュニケーションが取れないと、やがて生きづらくなり孤立してしまいます。

独りで自立はできません。自立は人との繋がりができて、頼れるところが増えることでもあります。人と人の繋がりをもち、関係性を築いていくにはコミュニケーションがとても大切です。

コミュニケーション能力は食糧力ではありません。どのようにして相手の気持ちを受け止め、共有し、分かち合うことができるかが大切です。

絆(きずな+ほだし)

インターネットは繋がるための道具に過ぎず、大切なことは、信頼関係に基づく人間関係の構築です。

「絆」は「きずな」とも「ほだし」とも読みます。「きずな」とは「人と人との断つことのできないつながり、離れたい居びつき」のことであり、「ほだし」とは「人の心や行動の自由を縛るもの、自由を妨げるもの」という意味です。

人と人が繋がる上では、心地よい繋がりに加えて、時には行動を制限され煩わしく感じられる関係があるからこそお互いの関係が生まれ、心からの信頼関係になります。

子どもに伝えてください



- ① 一度ネット上に流れると、流す前の状況には戻りません。
- ② 誹謗中傷(相手の悪口を言ったり、ネット上に書き込む行為)は決して許されない行為です。

※ 脅迫罪や名誉毀損罪、侮辱罪などの犯罪行為に該当する場合があります。

保護者のとるべき具体的な手立ては、QAをご覧ください

以前配布した資料もご確認下さい。

GIGA スクール構想と情報モラルに関する Q&A

Q1

アカウントとは?

Answer

アカウントとは、個人の名前や学年、出席番号などにちもついた画面のIDや(パスワード)のことです。個々に応じたクラウドサービスの利用による学習が可能となります。

アカウントは、個人で管理し、他人との共有は絶対にしてはいけません。



Q2

クラウドサービスの利用とは?

Answer

端末ではなく、インターネットのクラウド上にデータを保存することができます。万が一、故障等で端末が使えなくても、他の端末でログインして学習を続けることができます。



Q3

保護者は何をすればいいか知りたい

Answer

「青少年インターネット環境整備法」には、以下のような保護者の責務について規定されています。

- フィルタリング等の利用により、子どものインターネットの利用を適切に管理する
- 子どものインターネット利用状況を適切に把握する
- 子どもがインターネットを適切に活用する能力の発達に努める
- 不適切な利用により、肖像、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに留意する



Q4

さらにインターネットから子どもを守る方法を知りたい

Answer 以下の資料を参考にしてください。

《横浜市教育委員会 人権教育・児童生徒課/平成31年3月発行》

子どもの「心」を育んでこそ 安心・安全なスマホ・SNS利用

具体的な場面において、どのように子どもを育んでいくか、家庭でのルール作り等が分かるリーフレットになっています。ぜひご利用ください。



《文部科学省》

情報モラルに関する指導の充実に関する「児童生徒向けの情報モラル教育教材」(保護者向けの情報モラル・スライド資料)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotoku/zyouhou/1388446.htm



《日本データ通信協会》

インターネットやメールのトラブル時の、相談窓口・団体・業界や児童企業についての問い合わせ

<https://www.dtkyo.or.jp/oudan/content/info/inquiry.html>



学校と家庭で育む

情報モラル

保存版 保護者向けリーフレット



GIGA スクール構想で、さらに活用が進むインターネットを利用した学びは、

学校以外の場所や家庭でも行うことができます。

インターネットを活用する機会が増える中、子どもたちの安全で安心な「新しい学び」を保障する上で、「情報モラル」は、今後さらに大切になります。このリーフレットを活用し、学校と家庭で連携して「情報モラル」を育むことが重要です。

GIGAスクール構想で目指す新しい学び

令和3年度から、子どもたち一人ひとりに配布された「アカウント」で、それぞれの端末からログインして、「クラウドサービス」を使った学習が始まります。「コンピュータ」が、文房具の一つとなり、子どもたちの学びを支えます。

新しい学びの環境で、コンピュータやインターネット等を活用し、子どもたちは、さらに主体的、創造的に新しい学びが可能となり、社会を生き抜く力を身に付けていきます。

情報モラル教育の重要性

一方で、インターネットはよい面だけではなく、危険もあります。使い方を誤って「加害者」にも「被害者」にもなります。

そこで、学校の指導だけでなく、家庭と一緒に子どもたちに「情報モラル」を育んでいくことが求められます。

Check!

- 家庭でお子さんと一緒に確認してほしいこと
- 家庭と学校の連携して情報モラルを育むこと
- インターネットは、使い方を誤って加害者にも被害者にもなること
- 心配ごとや不安になることがあった場合、保護者や先生などに必ず相談してほしいこと

中巻をご覧ください

